

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	向精神薬試験研究施設設置者の登録
②	法令名	麻薬及び向精神薬取締法
③	法令番号	昭和28年法律第14号
④	根拠条項	第50条の5第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	▶ 麻薬及び向精神薬取締法第50条第2項 ▶ 麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について(平成2年8月22日付け薬発第852号)
		添付の有無 無
⑦	経由機関名	保健所
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)25日
	経由機関	10日
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4786)
⑫	備考	